

1 能力の開発・向上に向けた取組みへの支援

(1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

**【目標】**

あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材を育成し、意思決定過程への男女共同参画の拡大を目指します。

**【現状と課題】**

政治や行政の公的分野や企業・団体・地域等において女性の参画が進まない要因として、男女間の経済的格差に加え、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどが考えられます。

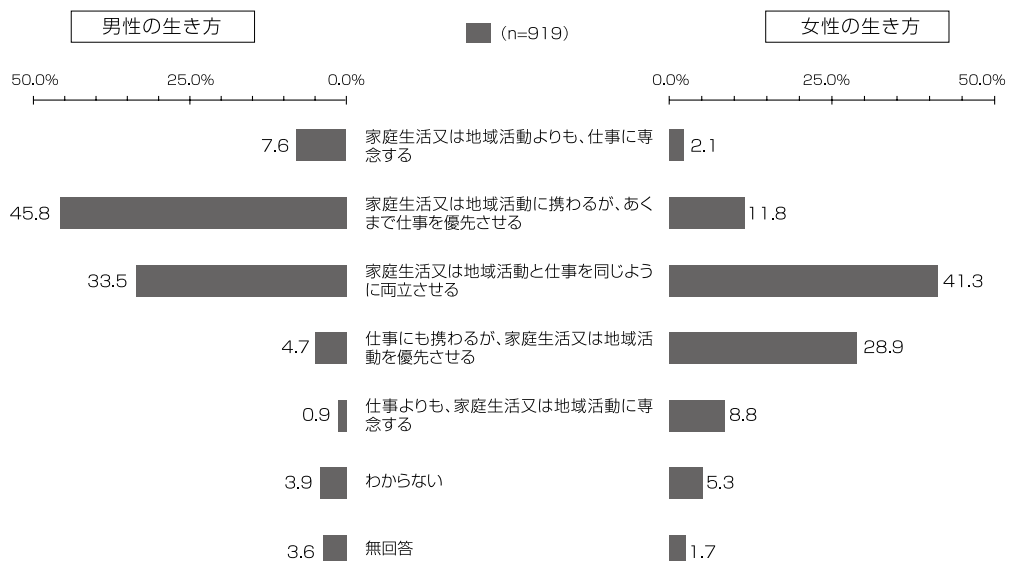
意識調査によると、女性の望ましい生き方として「家庭と仕事を両立」「家庭に専念あるいは優先」が合わせて8割弱を占めるなど、女性に期待される活動の場が家庭中心となっています。

同じ調査で社会活動・地域活動の参加状況を見ると、ほとんどの分野で男性に比べて女性の参加が少なく、参加している社会活動・地域活動がないと答えた女性の割合は4割近くに上ります。

このように、固定的性別役割分担意識や慣行などが、男女の社会的役割に結びつき、女性の社会経験が不足しがちなこととあいまって様々な意思決定の場への女性の参画を遅らせる要因となっています。

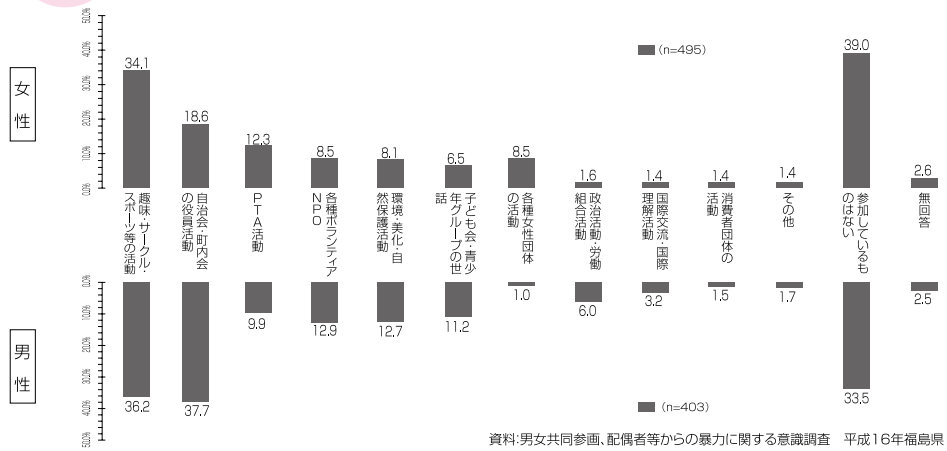
このため、女性自身が意識を高め行動することの必要性について啓発を進めるとともに、意欲のある女性に対し能力開発の支援や情報の提供等を行い、男性とともに様々な分野に参画し、責任を果たせる女性人材を積極的に育成していくことが求められています。

<女性及び男性の望ましい生き方>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

## <参加している社会活動>



### 【施策の方向】

- 女性のエンパワーメントのための教育・学習活動の充実を図ります。
- 女性があらゆる分野で活躍できるよう、チャレンジしやすい環境づくりなどの支援策を推進します。

### 【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①男女共生センターの活用などにより、女性のエンパワーメントの推進に資する各種講座を開催し、女性人材の育成を推進します。	生活環境部
②様々な分野において活動できる女性リーダーが育成されるよう支援します。	生活環境部 農林水産部 教育庁
③社会の様々な分野で活躍している女性等によるネットワーク構築を支援します。	生活環境部 農林水産部
④地域における男女共同参画学習指導者の育成に努めます。	生活環境部 教育庁
⑤男女共生センターを拠点に、必要な情報の提供、相談窓口の充実、学習機会の提供・整備等、女性の能力発揮のための支援を行います。	生活環境部
⑥理工系分野や社会科学分野等女性の進出が遅れている分野の関心を高めるための広報・啓発を推進します。	生活環境部 教育庁

### 【市町村に期待すること】

地域のさまざまな分野に参画できる女性人材の育成について、積極的な取組みが望まれます。

### 【指標】

項目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男女共同参画海外研修コース派遣者数<累計>(再掲)	122人	178人	222人
男女共生センターにおける女性のエンパワーメントの推進にかかる講座の受講者数<累計>	0人	842人 (H16)	1,800人
男女共同参画人材リスト登録者数	—	805人 (H16)	1,000人

1 能力の開発・向上に向けた取組みへの支援

(2) 地域生活に対する男女の積極的参画の促進

【目標】

男女がともに家庭や地域生活に積極的に参画できる社会を目指します。

【現状と課題】

意識調査によると、男性の望ましい生き方として「仕事に専念あるいは優先」と答えた人が男女とも過半数を占めています。女性の望ましい生き方として「家庭生活又は地域活動と仕事を両立」「家庭生活又は地域活動に専念あるいは優先」が多かったのと対照的です。

戦後の高度経済成長期からこれまでの間、日本の社会システムの多くは、男性が外で働き女性が家庭で支える役割分担を前提としてきました。

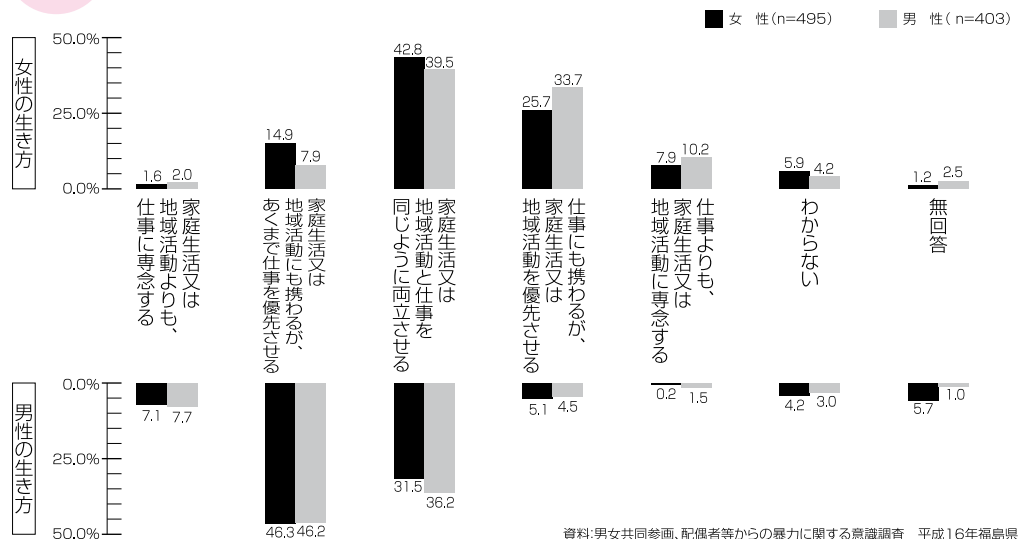
こうした社会のあり方は、経済成長期には効率的に機能した反面、男性の長時間労働や単身赴任など、家庭や地域生活の犠牲を強いてきた面があります。

潤いある生活や心の充足の必要性、長くなっている退職後の生活のあり方、さらには父親の子どもに対する家庭内での重要性を考えると、これまでの仕事中心の男性の生き方を見直し、男女がともに仕事と家庭を両立し、地域社会の一員としてバランスの取れた生活を築いていくことが大切になってきています。

また、女性の社会経験の少なさが持てる能力を発揮しにくい要因になっており、女性が持てる能力を発揮するため、地域活動へ参画する機会をより増やすことが求められています。

このため、家庭内で家事・育児・介護等を担うことは家族全員の役目であることの啓発や、男性の職業生活を優先するライフスタイルの見直しを進め、ボランティア活動やNPO等の活動をはじめ各種の地域活動に、男女がともに参画しやすい環境の整備を進める必要があります。

<女性及び男性の望ましい生き方(男女別)>



### 【施策の方向】

- 固定的性別役割分担意識の解消を図り、家庭や地域における男女共同参画の確立を目指します。
- ボランティア活動への参加機運の醸成と機会づくり、情報の提供とネットワークづくり及び参加しやすく活動しやすい環境づくりなどにより、地域活動等に対する男女の積極的参画を促進します。
- 地域生活に男性や若年層が参加しやすくなるような取組みを進めます。

### 【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①地域活動に対する男女の積極的参画のため、男女共生センターを拠点とした各種団体等とのネットワークを形成し、それらを活用した取組みを推進します。	生活環境部
②男女がともに参加する住みよい地域づくりができるよう、地域活動やボランティア活動への支援を行います。	生活環境部 保健福祉部 教育庁
③地域生活やボランティア活動に参画しやすい環境づくりのため、職場への協力要請活動を推進します。	生活環境部
④県のホームページ上で、個々のNPOの事業情報等を掲載し、NPOを情報面でサポートします。	生活環境部

### 【県民・事業者に期待すること】

家庭や地域活動への参画の機会を増やすため、男性の職場中心の意識・ライフスタイルの見直しを進め、労働時間短縮などに努めることが望まれます。

### 【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
県が認証したNPO数	13団体 (H11)	261団体 (H16)	400団体
◎NPOと県との連携・協力事業数	—	85事業 (H16)	110事業
県における男女共同参画の社会教育講座受講者数<累計>(再掲)	2,490人	2,906人	3,200人

2 経済的地位の向上といきいきと働くことができる環境づくり

(1) 職場における男女平等の実現

**【目標】**

職場における男女の均等な取扱いを推進し、女性が性により差別されることなく、その能力と意欲を生かせる環境づくりを目指します。

**【現状と課題】**

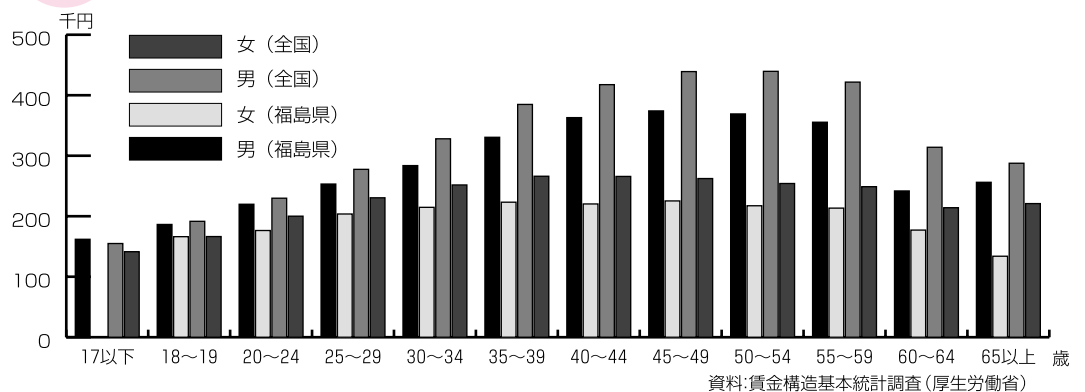
女性の年齢別労働力率を見ると、福島県においても20代後半から30代後半までの出産育児期に仕事を離れ、その後再就職するM字型となっています。

このようにキャリア形成が中断される働き方は、女性の管理職登用率の低さの一因ともなり、また、再就職時にパートタイム労働など低賃金の補助的業務を余儀なくされることなどから、男女の賃金格差を大きくしています。

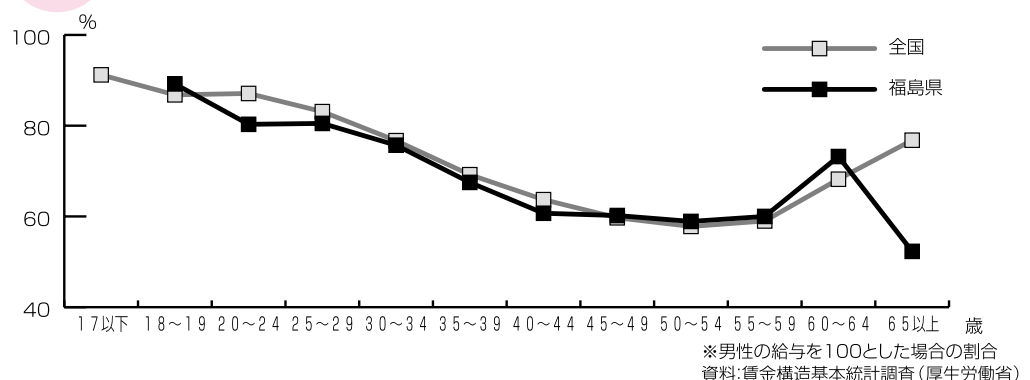
また、女子学生の就職難をはじめ採用や昇進等における男女間の格差は実態として残っており、女性が能力と意欲を生かして働き続けることを困難にしています。

このため、募集、採用、教育訓練、昇進等の性差別を禁じ、男女の均等な取扱いを定めた男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理を進めるとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止やポジティブ・アクションの導入の検討など、女性が能力を発揮していきいきと働くことのできる環境づくりに向けた取組みを積極的に進める必要があります。

<男女別年齢階級別所定給与額>



<年齢階級別所定内給与額の男女比>



### 【施策の方向】

- 男女間の雇用における均等な機会及び待遇の確保に向けて取り組みます。
- 性別に関係なく、能力と意欲を生かせるような労働環境の整備を図ります。
- 職場における男女平等を実現するため、企業におけるポジティブ・アクションの導入を促進します。

### 【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①男女雇用機会均等法等、労働関係法令の周知を図ります。	商工労働部
②男女の労働条件における格差をなくすための普及啓発を行います。	商工労働部
③短時間正社員等働きやすい制度の普及に努めます。	商工労働部
④実質的な男女の均等を確保するため、間接差別をなくす啓発活動を推進します。	生活環境部 商工労働部
⑤事業主に対し、新規学卒者の受入れを含め、性差別のない正規雇用の拡大を促進します。	商工労働部
⑥小規模事業所等の労働条件に関する実態の把握に努めます。	商工労働部
⑦女性労働者の実態調査を行います。	商工労働部
⑧セクシュアル・ハラスメント防止対策を推進します。	生活環境部 商工労働部
⑨ポジティブ・アクションの普及を促進します。	商工労働部
⑩パートタイム労働指針等の周知と普及を図ります。	商工労働部

### 【県民に期待すること】

性別に関わりなく能力と意欲を生かせるような職場環境づくりが望まれます。

### 【指標】

項目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率) <全年齢平均>	64.0% (H11)	67.7%	— (モニタリング値)
⑧ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	—	3.5% (H16)	20% (H21)
⑨パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合(正社員と同じ仕事を行わせているパートタイム労働者がいる事業所のうち、賃金等の面で均等待遇を行っている事業所の割合)	—	23.7% (H16)	— (モニタリング値)
⑩「仕事と生活の調和」推進企業認証数(注)	—	16社	200社 (H21)

(注) 認証企業数は、平成18年1月30日現在

### 【県民から寄せられた意見】

小規模事業所については、大企業と違い学習の場が少なく、男女共同参画の理念が浸透しにくい。小規模事業所の実態把握を行い、男女共同参画を進めてほしい。

2 経済的地位の向上といきいきと働くことができる環境づくり

(2) 女性の自営業者、家族従業者、起業家等への支援

【目標】

農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性が、労働に見合った正当な評価を受けられるよう、労働環境の整備を一層進めます。また、女性の起業が経営として確立できるような環境づくりを目指します。

【現状と課題】

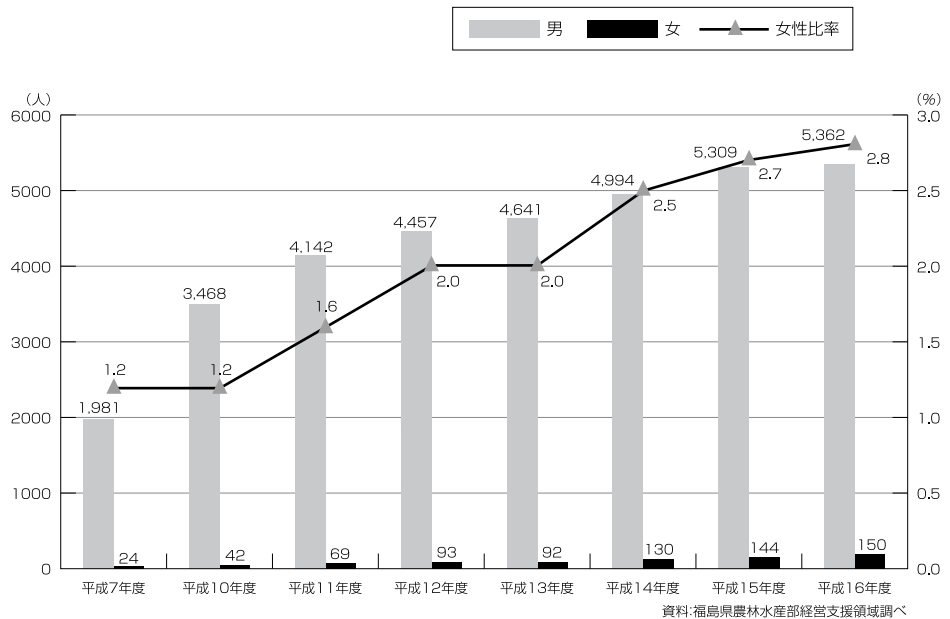
平成17年における県内の農業就業人口に占める女性の割合は、全体の過半数を超え、生産や経営の担い手として重要な役割を果たしています。

また、県内の民営事業所における男女の従業者数の割合を従業者規模で見ると、女性の占める割合が一番高いのは「1人～4人」の事業所となっており、自営業を含む小規模な事業所においても女性が重要な担い手となっていることがうかがえます。（平成17年事業所・企業統計調査結果確報 平成17年福島県）

しかしながら、農林水産業や商工業等の自営業は、時間的にも空間的にも仕事と生活を分けることが困難で、特に女性は家事労働も含め長時間労働になりやすく、また、日ごろ果たしている役割も正しく評価されているとは言い難い状況にあります。このため、女性の経済的自立と労働環境の整備を推進する必要があります。

また、起業は女性の新たな就業形態の一つとして期待されていますが、女性が起業を目指す場合、男性とは異なる様々な困難に直面すると考えられることから、創業資金の融資、相談、起業家セミナーの開催など、事業運営に必要な支援を推進する必要があります。

< 農業経営改善計画の認定を受けた農業者数の推移（福島県） >



### 【施策の方向】

- 女性の労働が評価されにくい農林水産業や商工業等の自営業における女性の経済的自立と労働環境の整備を推進します。
- 農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性に対する支援を行います。
- 「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」の推進を図ります。

### 【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①自営中小業に携わる女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日ごろから果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。(Ⅲ2(3))	商工労働部 農林水産部
②農家における家族経営協定締結の推進及び内容の充実や女性の労働の適正評価等により、女性の経営参画を促進します。(Ⅲ2(3))	農林水産部
③農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性農業者に対する支援を行います。	農林水産部
④農業経営改善計画の認定を受けた女性農業者を育成するため、主体的に経営参画できるよう女性の経営能力向上を支援します。(Ⅲ2(3))	農林水産部
⑤法人化等の支援により、農業経営基盤の強化を図ります。	農林水産部
⑥起業を目指す女性に対し、セミナーや支援制度の情報提供を行うとともに、起業後も経営相談を行い、女性のチャレンジを支援します。	生活環境部 商工労働部 農林水産部
⑦起業希望者に対する助成制度や融資制度の活用について周知に努めます。	商工労働部 農林水産部

### 【県民・事業者に期待すること】

家族経営や自営業に従事する女性とその働きを正当に評価される環境を作っていくことが望まれます。

### 【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
農業経営改善計画の認定を受けた女性農業者数	76人 (H11)	150人 (H16)	830人
家族経営協定締結数	193戸	650戸 (H16)	1,200戸
⑧農林水産関係における起業グループ経営体数(売り上げ1人当たり100万円以上)		(H16)	
農林水産物加工販売組織数	—	18組織	36組織
農林水産物直売活動組織数	—	26組織	50組織
県の創業助成制度の利用状況(うち女性の利用状況)	9件 (0件) (H11)	2件 (1件) (H16)	— (—) (モニタリング値)
⑨女性自らによる農林水産関係の制度資金活用件数	—	8件 (H16)	28件



2 経済的地位の向上といきいきと働くことができる環境づくり

(3) 女性の経済的自立の促進

【目標】

女性が様々な分野に参画し、能力を発揮していきいきと暮らし、働くことができるよう、女性の経済的自立の促進を目指します。

【現状と課題】

意識調査によると、不動産等自分名義の資産を保有している女性は「家」18.6%（男性60.5%）、「土地」17.6%（男性49.4%）と男性に比べ少なく、家、土地、預貯金等いずれの資産も持たない女性は36.2%（男性16.9%）に上ります。

この背景として、夫婦の財産形成や相続の際に、固定的な性別役割分担意識や慣行にとらわれ、正当な権利を主張しにくい状況があることなどが考えられます。

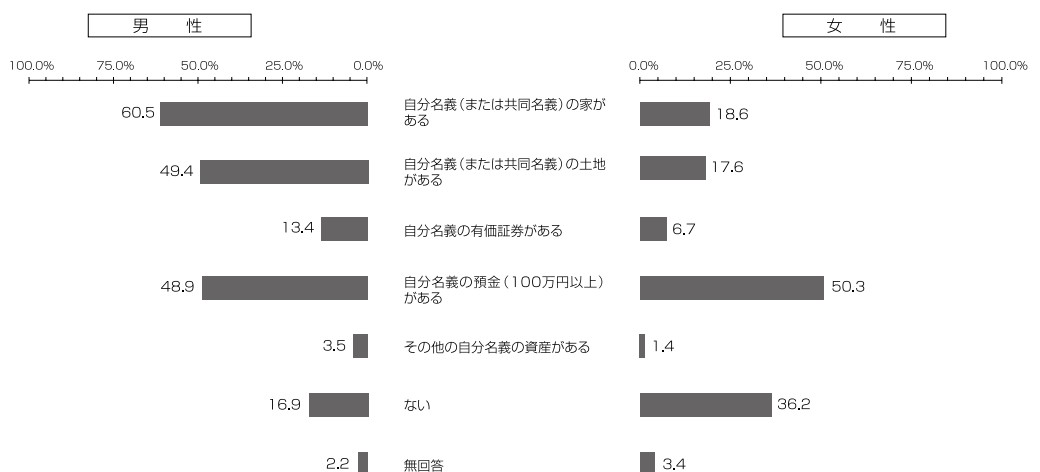
雇用者の賃金について見ると、女性の賃金は男性の67.7%（平成17年賃金構造基本統計調査 厚生労働省）に止まっており、出産等を機会に就業を中断してその後再就職する働き方などが要因として考えられています。

このように、女性が資産形成をしにくい社会状況は、女性の立場を補助的なものとする考え方や慣行と相互に関連しています。

経済力の獲得は、男女の平等な関係形成の基盤として重要ですが、先の意識調査では、男女がともに仕事や家庭、地域活動等に参画していくために必要なこととして「女性が経済的に自立し、社会的責任を果たせるような能力を身に付けること」を挙げた人は少なく、経済的自立の必要性についての認識は十分ではありません。

こうしたことから、女性の経済的自立は社会のあらゆる場に参画し能力を発揮していくうえでの基礎であることの啓発を進め、経済的自立に向けた各種の支援を進める必要があります。

<自分名義(または共同名義)の資産>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

## 【施策の方向】

- 女性が経済的に自立することの重要性について広く意識啓発を行います。
- 女性労働者が能力を発揮して就業を継続できるよう、男女雇用機会均等法等の趣旨を踏まえ企業等に対し幅広く働きかけを行います。
- 自営業、家族従業等において女性が果たしている労働の正当な評価等により、個の確立及び職業人としての自立を支援します。

## 【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①女性の資産形成を進めるための啓発を行うなど、女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。	生活環境部
②学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、将来の経済的自立を念頭に置き、女性の進学や進出の割合が低い理工系分野や社会科学分野等の幅広い選択ができるよう、進路指導の充実に努めます。(Ⅰ1(1))	生活環境部 教育庁
③女性労働者が就業を継続し、能力を発揮してキャリアアップできるよう、情報・学習機会の提供や企業に対する働きかけを行います。	生活環境部 商工労働部
④再就職を目指す女性に、各種情報を提供するほか、技能研修を行い、就業支援、職業教育の充実に努めます。	生活環境部 商工労働部
⑤自営中小業に携わる女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日ごろから果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。(Ⅲ2(2))	商工労働部 農林水産部
⑥農家における家族経営協定締結の推進及び内容の充実や女性の労働の適正評価等により、女性の経営参画を促進します。(Ⅲ2(2))	農林水産部
⑦労働報酬に合わせた自分名義の口座開設等により、農林水産業に従事する女性の個の確立を支援します。	農林水産部
⑧農業経営改善計画の認定を受けた女性農業者を育成するため、主体的に経営参画できるよう女性の経営能力向上を支援します。(Ⅲ2(2))	農林水産部

(注) 認証企業数は、平成18年1月30日現在

## 【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率) <全年齢平均> (再掲)	64.0% (H11)	67.7%	— (モニタリング値)
⑧自分名義の資産保有状況			
<女性> (家)	16.8%	18.6%	—
(土地)	16.1%	17.6%	—
(預金)	43.5%	50.3%	—
<男性> (家)	62.5%	60.5%	—
(土地)	55.3%	49.4%	—
(預金)	53.4% (H11)	48.9% (H16)	— (モニタリング値)
家族経営協定締結数(再掲)	193戸	650戸 (H16)	1,200戸